

随 意 契 約 理 由 書

1 業 務 名	速度回復誘導灯を活用した渋滞緩和に係る検討業務 (平成30年度)
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3 随意契約理由	<p>本業務は、森之宮合流部に設置した速度回復誘導灯の効果検証を行うとともに、画像処理による3次元車両軌跡データを活用して、対策効果の発現メカニズムを把握することを目的とする。また、新たに設置する速度回復誘導灯の効果検証計画についてあわせて検討を行うことを目的とするものである。</p> <p>本業務の円滑かつ効率的な実施のためには、阪神高速道路固有の交通・渋滞状況に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映させることが必要であり、かつ、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図れることが必要である。</p> <p>阪神高速技研(株)は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、これまで当社の交通分析や走行映像の画像処理、走行軌跡分析検討や渋滞対策の検討等を各種実施しており、阪神高速道路固有の交通・渋滞状況を熟知しているばかりでなく、共通の経営目的をもって業務を行い、技術及びノウハウの蓄積と品質及びコストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号の規定により随意契約とする。</p>
	よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第1号に該当するものとして、随意契約するものである。